

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

佐世保市

本市の森林面積は 20,788 ヘクタールで、市の総面積の 49%を占めており、このうち国有林が 6%、民有林が 94%（県及びその他の公有林が 2%、市有林が 6%、私有林が 86%）であり、民有林のうち 41%が人工林になっています。

これまでも森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、森林の整備を進めてきましたが、個人所有である私有林においては高齢化や未相続地の増加に伴い、森林整備が行われない森林が増加してきています。

このことに対し、平成 30 年に森林経営管理法が制定されるとともに、同法に基づく森林経営管理制度が設けられ、森林所有者の管理責務や森林の管理に関して市町村が主導的な役割を担うこと、人材育成や森林の境界明確化等を進めるよう位置付けられました。

また、森林整備については、近年の人材獲得競争により、森林整備を進める人材の確保と定着が図れず、森林の適正な管理が円滑に進まなくなることが危惧されています。

このため、管内関係市町と県関係機関による協議会等を設置して課題解決に向けた協議を進めながら、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林環境譲与税の活用

国から譲与される森林環境譲与税を活用し、次の（１）から（４）に掲げる事業を実施します。事業実施にあたっては、番号順を優先順として、森林環境譲与税の譲与額の範囲内において行うものとします。

（１） 森林整備の推進

森林経営計画制度と森林経営管理制度による森林整備を推進するためには、所有者不明森林の存在や境界が不明確な状態では、森林の経営管理や路網整備などに支障となることから、これらの調査を含め、市は以下のア～キの取組を行います。

また、より効果的に推進するため、以下の（２）～（４）に掲げる取組とも連携して総合的な支援に取り組みます。

ア 境界候補図の作成

市内の森林における境界を確認するため、既存資料や航空写真等を活用し、森林の境界の候補図を作成します。

イ 境界明確化

土地所有者調査を行い、境界候補図をもとに森林の境界を確認します。

ウ 森林管理に係る意向調査

境界の明確化が行われた私有林のうち、人工林の森林所有者や管理者に対し、森林経営や維持管理に係る意向を確認します。

エ 現況調査

意向調査において、佐世保市に経営管理を委託したい意向を示された森林について、林業経営への適否や災害等を引き起こす恐れがないか、森林の状況を現地調査

により確認します。

そのうち、林業事業体が林業経営に適すると判断した森林については、森林経営計画の樹立を経て、林業事業体による林業経営へと繋がります。

オ 経営管理権集積計画

現況調査において林業経営に適さないと判断された森林については、経営管理権集積計画の対象となります。佐世保市が伐採等の要否を判断し、必要に応じて、森林所有者の同意を得て、経営管理権を設定します。

カ 森林経営管理

市の森林経営管理事業として切捨間伐を実施し、経営管理権の設定期間中は市が巡視等の管理を行います。

キ その他

上記のほか、既存事業における補助に市独自の助成を加算する等、森林整備の推進に資する事業を実施します。

(2) 人材育成・担い手確保

地域林業の中核となる森林組合等林業経営体の従事者の処遇改善に要する費用のほか安全装備やICT技術の導入、機械設備導入等を支援して担い手の確保・育成に努めます。また、森林整備事業実施に伴う林業経営体における間接費等の費用負担軽減を支援して人材育成・担い手確保に努めます。

(3) 木材利用の促進

公共事業等における木材利用を促進するとともに天然林等の新たな森林資源の価値創造等を促進します。

(4) 普及啓発

地域住民等を対象とした「森林体験学習」や「木育活動」に取り組みます。

2 体制整備

上記の取組のうち、(1)については、各市町によって森林の状況が異なるため、市町ごとに進めていきます。(2)については、各市町による個別の対応ではなく、県北管内全域で効率的に実施していくために、県北地域市町による協議会を設立し、関係市町による横断的な支援事業の企画等を協議して推進に努めます。

なお、(3)、(4)については、社会情勢等に応じて、今後重点化も考えられる取組として取り扱うこととします。

3 その他

本方針は、法改正や取組の進捗状況、情勢変化等に応じて随時見直していきます。

令和7年4月22日